

令和8年2月定例会

建設委員会資料
(上下水道局)

秋田市水道事業給水条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>目次（略） 第1条～第8条（略） （工事の施行） 第9条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の工事（以下「給水装置工事」という。）は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項および次項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 前項本文の規定により、指定給水装置工事事業者（前項ただし書に規定する場合には、<u>他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者を含む。次条第2項および第37条第2項において同じ。</u>）が給水装置工事を施行するときは、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。ただし、管理者が別に定める工事については、この限りでない。 3（略） 以下（略）</p>	<p>目次（略） 第1条～第8条（略） （工事の施行） 第9条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の工事（以下「給水装置工事」という。）は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行するときは、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。ただし、管理者が別に定める工事については、この限りでない。 3（略） 以下（略）</p>

秋田市小規模水道施設条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>目次（略） 第1条～第6条（略）</p>	<p>目次（略） 第1条～第6条（略）</p>

(工事の施行)

第7条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の工事（以下「給水装置工事」という。）は、市長又は秋田市水道事業給水条例（昭和35年秋田市条例第8号）第9条第1項本文に規定する指定給水装置工事事業者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項および次項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により指定給水装置工事事業者（前項ただし書に規定する場合には、他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者を含む。第23条第2項において同じ。）が給水装置工事を施行するときは、あらかじめ市長の設計審査を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。ただし、市長が必要がないと認める工事については、この限りでない。

以下 （略）

(工事の施行)

第7条 給水装置の新設、改造、修繕、又は撤去の工事（以下「給水装置工事」という。）は、市長又は秋田市水道事業給水条例（昭和35年秋田市条例第8号）第9条第1項に規定する指定給水装置工事事業者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行するときは、あらかじめ市長の設計審査を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。ただし、市長が必要がないと認める工事については、この限りでない。

以下 （略）

秋田市下水道条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第4条 (略) (指定排水設備工事業者の指定)</p> <p>第5条 排水設備等の新設等の工事は、管理者の指定を受けた者（以下「指定排水設備工事業者」という。）でなければ、行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者（法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定その他これに類する処分を受けた者に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 前項本文の指定の有効期間は、指定排水設備工事業者として指定を受けた日から3年とする。</p> <p>3 (略) (指定の申請)</p> <p>第5条の2 前条第1項本文の指定は、排水設備等の新設等の工事業を行う者の申請により行う。 (指定の基準)</p> <p>第5条の3 管理者は、前条の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、<u>第5条第1項本文の指定を行うものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5条の9第1項に規定する工事責任技術者を<u>1人以上選任している者</u>であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第5条の4 (略) (指定工事業者証の交付等)</p> <p>第5条の5 管理者は、<u>第5条第1項本文の指定</u>を行ったときは、指定排水設備工事業者に対し、秋田市指定排水設備工事業者証（以下「指定工事業者証」という。）を交付するものとする。</p>	<p>第1条～第4条 (略) (指定排水設備工事業者の指定)</p> <p>第5条 排水設備等の新設等の工事は、管理者の指定を受けた者（以下「指定排水設備工事業者」という。）でなければ、行ってはならない。</p> <p>2 前項の指定の有効期間は、指定排水設備工事業者として指定を受けた日から3年とする。</p> <p>3 (略) (指定の申請)</p> <p>第5条の2 前条第1項の指定は、排水設備等の新設等の工事業を行う者の申請により行う。 (指定の基準)</p> <p>第5条の3 管理者は、前条の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、<u>第5条第1項の指定を行うものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5条の9第1項に規定する工事責任技術者が<u>1人以上専属している者</u>であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第5条の4 (略) (指定工事業者証の交付等)</p> <p>第5条の5 管理者は、<u>第5条第1項の指定</u>を行ったときは、指定排水設備工事業者に対し、秋田市指定排水設備工事業者証（以下「指定工事業者証」という。）を交付するものとする。</p>

<p>2 (略)</p> <p>第5条の6および第5条の7 (略)</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第5条の8 管理者は、指定排水設備工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第5条第1項本文</u>の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の効力を停止することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 不正の手段により<u>第5条第1項本文</u>の指定を受けたとき。</p> <p>(工事責任技術者の登録等)</p> <p>第5条の9 指定排水設備工事業者は、次項各号に掲げる職務をさせるため、管理者が別に定めるところによりその登録を受けた排水設備工事責任技術者（以下「工事責任技術者」という。）を<u>選任しなければならない。ただし、秋田県内の他の営業所について兼任することを妨げない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第5条の6および第5条の7 (略)</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第5条の8 管理者は、指定排水設備工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第5条第1項</u>の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の効力を停止することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 不正の手段により<u>第5条第1項</u>の指定を受けたとき。</p> <p>(工事責任技術者の登録等)</p> <p>第5条の9 指定排水設備工事業者は、次項各号に掲げる職務をさせるため、管理者が別に定めるところによりその登録を受けた排水設備工事責任技術者（以下「工事責任技術者」という。）を<u>専属させなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>
---	--

秋田市農業集落排水施設条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>第1条～第9条（略） （排水設備の工事の施行）</p> <p>第10条 排水設備の新設等の工事は、秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）<u>第5条第1項本文</u>に規定する指定排水設備工事業者が行うものとする。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定その他これに類する処分を受けた者に排水設備の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条～第9条（略） （排水設備の工事の施行）</p> <p>第10条 排水設備の新設等の工事は、秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）<u>第5条第1項</u>に規定する指定排水設備工事業者が行うものとする。</p> <p>以下（略）</p>

秋田市地域下水道条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>第1条～第6条（略） （排水設備等の工事の施行）</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事は、下水道条例<u>第5条第1項本文</u>の規定により管理者の指定を受けた者が行うものとする。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定その他これに類する処分を受けた者に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条～第6条（略） （排水設備等の工事の施行）</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事は、下水道条例<u>第5条第1項</u>の規定により管理者の指定を受けた者が行うものとする。</p> <p>以下（略）</p>

秋田市個別排水処理施設条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行
<p>第1条～第11条（略） （排水設備の工事の施行）</p> <p>第12条 排水設備の新設等の工事は、秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）<u>第5条第1項本文に規定する指定排水設備工事業者が行うものとする。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者（下水道法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定その他これに類する処分を受けた者に排水設備の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条～第11条（略） （排水設備の工事の施行）</p> <p>第12条 排水設備の新設等の工事は、秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）<u>第5条第1項に規定する指定排水設備工事業者が行うものとする。</u></p> <p>以下（略）</p>

秋田市上下水道事業経営審議会の開催状況について

1 委員

- (1) 委員構成(別紙のとおり)
学識経験者4人、関係団体4人、消費者代表7人 計15人
- (2) 任期
令和8年1月1日から2年間

2 開催経過

- (1) 令和7年度第1回
 - ・開催日 令和8年1月20日(火)
 - ・会議内容 秋田市上下水道事業の現状について
- (2) 令和7年度第2回
 - ・開催日 令和8年2月9日(月)
 - ・会議内容 審議会への諮問

3 諮問概要

- (1) 内容
「適正な水道料金および下水道使用料等のあり方について」
- (2) 改定方針
 - ア 水道料金
改定時期 令和9年4月1日
算定期間 3年間(令和9～11年度)
平均改定率 約39%
 - イ 下水道使用料等
改定時期 令和9年4月1日
算定期間 3年間(令和9～11年度)
平均改定率 約23%
- (3) 答申希望日
令和8年7月頃

4 審議会での主な意見

- ・一般市民の方は、水道や下水道は使用できて当たり前の感覚があり、2～3年後には経営赤字になることや、老朽化や維持管理の大変さに危機感を感じている方は少ない。値上げが必要になることは理解できるが、納得してもらうには、早い段階から市民向け広報の必要がある。
- ・審議状況や答申内容、条例改正の状況など、ホームページや広報あきた等で市民周知することとなっているが、住民説明会などを行う場合は、できるだけ専門用語を避け、わかりやすくかみ砕いた内容にしてほしい。
- ・約39%の値上げ幅は大きいですが、これら負担を使用者に求めるのであれば、これまで上下水道局自体が進めてきた、コスト削減等の経営の効率化についても、わかりやすく情報発信するべきである。
- ・改定率約39%や資産維持率1.5%などを改定の基本方針としているが、これは短期的に問題はなくとも、中長期的な更新投資を踏まえると、改定率が不足しているのではないかと感じる。また、将来世代への負担を残してしまうのではないかと感じる。
- ・料金算定期間の設定や資産維持率の考え方など、基本方針の決定にあたっての数値根拠やプロセスについて、もう少し詳しい資料を作成し、次回の審議会で委員に共有してほしい。
- ・従量料金において、使用量が多くなるほど単価が上がる逡増度は、大口使用者の使用抑制という認識だが、近年の水道使用量は減少傾向である。上下水道局の安定経営にとっては、大口使用者の単価を下げた大量に使用してもらったほうが良いのではないかと感じる。

5 今後のスケジュール（案）

令和8年4月	令和8年度第1回(料金・使用料表(案)の審議)
5月	第2回(修正案の審議、答申案の検討)
7月	第3回(答申)
9月	9月議会で条例改正案を上程
令和9年4月	水道料金、下水道使用料等改定

秋田市上下水道事業経営審議会委員名簿

令和8年1月20日現在

氏名	委員区分	所属(推薦団体等)	役職	備考
こうの たかはる 河野 隆治	学識経験者	公認会計士	公認会計士	
ひの さとる 日野 智	学識経験者	秋田大学 大学院理工学研究科 システムデザイン工学専攻 土木環境工学コース	准教授	秋田市上下水道事業 経営審議会副会長
ますだ しゅうへい 増田 周平	学識経験者	秋田工業高等専門学校 創造システム工学科 土木・建築系	教授	
みやた なおゆき 宮田 直幸	学識経験者	秋田県立大学 生物資源科学部 生物環境科学科	教授	秋田市上下水道事業 経営審議会会長
あいば としなり 相庭 利成	関係団体	株式会社 秋田銀行 地域価値共創部	部長	
おおた ひろゆき 太田 博之	関係団体	秋田管工事業協同組合	理事長	株式会社 北勢工業 代表取締役
はせがわ しょうぞう 長谷川 尚造	関係団体	一般社団法人 秋田市建設業協会	会長	株式会社 長谷駒組 代表取締役
ふくおか まりこ 福岡 真理子	関係団体	一般社団法人 あきた地球環境会議	理事 事務局長	
おおもり ゆりこ 大森 百合子	使用者	生活協同組合コープあきた	組合員理事	
おの つよし 小野 剛	使用者	一般社団法人 秋田県病院協会	会長	横手市立大森病院 院長
くろさき よしお 黒崎 義雄	使用者	社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会	会長	
ごとう せつこ 後藤 節子	使用者	特定非営利活動法人 あきた子どもネット	代表理事	
ふじわら ひろかず 藤原 浩一	使用者	秋田市民憲章推進協議会	副会長	
まつだ よしあき 松田 賢明	使用者	秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合	秋田 支部長	秋田温泉プラザ 代表取締役社長
みずさわ さとし 水澤 聡	使用者	秋田商工会議所	専務理事	

名簿は区分ごとに50音順